

27福保医人第1925号

平成27年12月14日

各区市町村保健衛生主管部（課）長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

西山 智之

（公印省略）



看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）免許保持者の
届出制度について（依頼）

日頃より、東京都の保健医療行政に多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、離職する看護師等の潜在化防止、円滑な復職支援に向けて、本年10月1日に「看護師等免許保持者の届出制度」を開始しました。（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）に基づく「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年法律第86号）の一部改正による施行）

つきましては、別添のとおり、届出の対象者、届け出る事項、届出方法、都における問合せ先等をお知らせしますので、届出の対象者等への周知について、下記のとおり御協力頂きますようお願い申し上げます。

記

1 看護師等免許保持者の届出制度について

別添「看護師等の届出制度が始まりました！」参照

2 依頼事項

（1）各区市町村に勤務する看護師等への情報提供

届出の対象者（「保健師助産師看護師法」（昭和23年法律第203号）に規定する業務に従事していない職員、退職を予定している職員等）に対し、都道府県ナースセンター（都においては、東京都ナースプラザ）へ届け出ることが法律で定められたことの情報提供例）同封のちらし（厚生労働省作成）や別添「看護師等の届出制度が始まりました！」

の配布

（2）各区市町村所管の医療機関（診療所）、高齢者施設、障害児・者施設等への情報提供

【参考】次の施設等には、都から直接周知しています。

病院、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、有料老人ホーム、経費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、保育所、認証保育所、認定こども園及び看護系教育機関・養成施設

(3) 各区市町村内に居住する潜在看護師等（看護の業務に従事していない看護師等免許保持者）への周知・広報

以下のポスター及びちらしについて、各区市町村の施設窓口や情報コーナー等、地域住民の目に留まりやすい場所への掲出、設置をお願いいたします。

ア ポスター（厚生労働省作成） ※今回同封

イ ちらし（厚生労働省作成） ※今回同封

ウ ちらし（東京都ナースプラザ作成） ※平成 28 年 2 月頃発送予定

※現在、東京都ナースプラザにて、広報用ちらしを作成しています。2 月頃の発送を予定していますので、発送先の指定がある場合は、1 月末までに下記担当宛に御連絡ください。（御連絡がなかった場合は、各区市町村保健衛生主管部（課）宛に発送しますので、御了承ください。）

3 その他

制度案内、関係法令等については、厚生労働省のホームページに掲載されています。御参照ください。

「看護師等免許保持者の届出制度」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

【担当】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課看護係 野々村、佐藤

電話：03（5320）4447

【届出制度に関する問合せ先】

ナースバンク東京（東京都ナースプラザ内）

電話：03（3359）3388